
令和 6 年度第 5 回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和 6 年 8 月 8 日 (木) 13 時 30 分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12 番	安部 寛			
会長職務代理者	14 番	川村 忠幸			
委員	1 番	田中 孝幸	2 番	東田 輝正	
	4 番	岸本 慶子	5 番	衣笠 指図	
	8 番	上田 正人	9 番	大谷 誠一	
	10 番	細田 邦男	11 番	山本 知司	

○農地利用最適化推進委員

委員	西尾 寿秋	井上 寿光
	荻原 晴雄	岸本 政明
	横山 茂	猪本 正己
	佐藤 洋一	藤田 榮一郎
	鎌谷 一也	中山 浩一
	山田 裕人	公賀 義高
	中嶋 美枝子	

4. 欠席委員 明治 良一 横野 俊彦 大村 祥一郎 山根 祐一
保田 公範

5. 議事日程

- | | | | |
|-----|------------|--------------------------------|-----------|
| 第 1 | 議事録署名委員の指名 | 4 番 岸本 慶子 | 5 番 衣笠 指図 |
| 第 2 | 報告事項 1 | 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について | |
| | 2 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について | |
| | 3 | 農地法施行規則第 29 条の規定による転用届出書について | |
| | 4 | 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について | |
| 第 3 | 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について | |
| 第 4 | 議案第 2 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請審議について | |
| 第 5 | 議案第 3 号 | 所有者等を確知することができない農地の公示について | |
| 第 6 | 議案第 4 号 | 農用地利用集積等促進計画について | |
| 第 7 | 議案第 5 号 | 農業振興地域整備計画の変更について | |
| 第 8 | その他 | | |

農業委員会事務局職員	事務局長	西山 千華子	係	長	尾崎 千穂
	主 任	奥谷 真好			

6. 会議の概要

局長	開会（13時30分） 本日の欠席者は、明治良一委員、横野俊彦委員、大村祥一朗委員、山根祐一委員、保田公範推進委員の5名です。 農業委員 出席者数 10名 農地利用最適化推進委員 出席者数 13名 定足数に達していますので、令和6年度第5回八頭町農業委員会を始めます。 開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。
議長（会長）	（あいさつ） 日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっています。本日は、4番 岸本慶子委員、5番 衣笠指図委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。 次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんので、委員の方からありましたら、よろしくお願いします。
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	無いようですので、事務局は報告をお願いします。
事務局	はい。報告を4件させていただきます。資料をご覧ください。 報告1 農地法第3条の3の規定による届出書について。相続についての届出です。今月は6件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。 報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。5ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は2件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。 なお、受付番号10-1については、耕作期間中の解約となっておりますが、この後に出てきます第1号議案の方で、所有権移転の提案になっております。 報告3 農地法施行規則該当転用届を受理しましたので報告します。6ページをご覧ください。今月は1件で農業用倉庫です。問題ありませんでしたので受理しました。 報告4 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。7ページをご覧ください。3件の該当事業がありました。事業内容が確認できましたので、問題なしと判断し受理しました。 以上です。

議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等を伺いたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	ないようですので、次に行かせていただきます。続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について審議を行いたいと思います。 受付番号4-1について事務局は説明をお願いします。
事務局	農地法第3条の規定による許可申請審議について。 受付番号4-1について説明します。 【議案第1号 受付番号4-1 朗読後、説明】 土地の所在地 市場地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 521 m² 土地の所在地 下津黒地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 251 m² 土地の所在地 市場地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 216 m² 土地の所在地 市場地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 1,986 m² 土地の所在地 市場地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 2,401 m² 土地の所在地 市場地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 1,406 m² 理由につきましては、譲渡人●●●●さんは、住所は市場になっておりますが、現在は市内に住宅を建てて住んでおられます。そのような事情もあって、宅地も含めすべての土地をどなたかに譲りた

事務局

い意向があり、田んぼを貸していた譲受人の●●●●さんに相談をされ、●●さんが宅地も含め買い受けることで話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人の●●●●さんは中私都地域を中心に多くの田畑を借り受けて営農されており、今回譲り受けられる農地では水稻と野菜を栽培される予定です。

通作については、●●●●さんの実家や農業用倉庫も町内にあり、また常時、岡山から八頭町へ通って耕作されておりますので、問題ないと思われます。

農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件です。譲受人の●●●●さんは、27年程度農業に従事されており、また奥さんも5年程度、お母さんも50年程度農業に従事されておりますので、問題はないと思われます。

最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では水稻と野菜を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。この件につきましては、5番 衣笠指図委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

衣笠委員

失礼します。衣笠ですけれども、受付番号4-1について事前調査を8月の3日に行いました。今、事務局長さんの方から、ほとんどの概要の説明がございましたので、改めて同じことを言うのもなんですし、簡単にお話をさせていただきます。

8月の3日に譲受人の●●●●さんに同行してもらい、現地確認と現地で説明を受けました。市場地内の田んぼ2筆につきましては、もう15年ぐらい前から●●さんと●●さんの間で利用権設定がされておりまして、ずっと、今年もですけれども●●さんが耕作しておられてます。

それと市場地内の畑2筆につきましては、●●さんが市内に出られたということがあったり、高齢になられたということで、近年、手が入れられてなくて、遊休畑地の状態でありました。それと下津黒地内の、登記、現況、田になっておりますけれども、近年ですかね、畑を埋められて嵩上げして、田というよりも畑地としてされておりました。

これに手を入れられていないために草がちょっとよく生えているという格好でございました。●●●●さんは、この譲り受けた、売買ですけれども、田については従来通り水稻4.1ha ですかね、作

衣笠委員	っておられる認定農家でございます。引き続き、稲作を継続する、遊休状態になっている畑地 3 件につきましても、草刈りから始めて、元の畑地に復旧するように努めるというふうに話をされました。 ●●さんについては、市内に住んでおられますけれども、要介護 4 の状態で話ができませんでしたけれども、息子の●●さんと話をしまして、●●さんは農業をしないということで、土地を●●さんに渡しましてということのようです。 このことについては所有者、お父さんの●●さんもお母さんも売買、所有権移転については了解されておりますということでございました。そして、最後だったですけども、農業委員の皆さんにはお手数をかけますが、よろしく願いますということで話がございました。 本件、この議案につきましては、問題はないと思います。 以上でございます。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等がある方はよろしくお願いします。
川村委員	すいません、14 番川村です。問題ないと思うんですけども、先ほど、農地法施行規則該当転用届ってというのがございまして、こちらで市場地内ですか。こちらに、農業用倉庫の設置のためと転用届が出されてますよね。これと、今回の許可申請との整合ってどこにあるんですかね。
議長（会長）	事務局、お願いします。
衣笠委員	すいません、衣笠ですけども、これは今日知ったことですけども、これは事務局の方は、以前から畑の角に建っている倉庫のことではないかなと思うんですけどどうでしょうか？
事務局	今回、売買をされるにあたりまして、農業用倉庫の部分の転用許可ができていなかったのもので、きちんとした状態にして、3 条の申請を出されるというところの手続きです。
議長（会長）	事務局の方から、今、説明がありました。川村委員、よろしいでしょうか。
川村委員	はい、分かりました。
議長（会長）	まず A をしてから B に動いたということのようです。その他に皆

議長（会長）	さんの方でご質問があれば、はい。
井上推進委員	推進委員の井上です。26.5 m²の農業用倉庫を、現状になるように転用手続きをされるということですが、その建物は、解体されるんですか、それともついたまま売却されるんですか。 その辺によって転用したところの部分については、権利としては、今度買われる●●さんが継承できるということですのでよろしいでしょうか？
議長（会長）	はい、ありがとうございます。報告第3号のところにあります4-1の関係の建物についてどうするかということの説明だと思いますので、はい、事務局よりお願いします。
事務局	はい。建物はそのまま引き続き、建った状態で売買をされます。
井上推進委員	建物も売買。
事務局	建物も売買です。
議長（会長）	よろしいでしょうか？
井上推進委員	はい。
議長（会長）	他に、ご意見等、質問等がある方はお聞きしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に入りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号4-1について、申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号5-2について事務局は説明をお願いします。
事務局	農地法第3条の規定による許可申請審議について。 受付番号5-2について説明します。 【議案第1号 受付番号5-2 朗読後、説明】

事務局	土地の所在地 船岡地内 登記地目：田 現況地目：畑 面積 67 m² 理由につきましては、譲受人の●●●●さんは以前からこの申請地を耕作されており、この度実態に応じて譲渡人の●●●●さんから譲り受けることで話がまとまったものです。 農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人の●●●●さんは自己所有の農地はありませんが、今回譲り受けられる農地では引き続き野菜を栽培される予定です。 通作については、自宅から1 km程度であり問題はないと思われます。 農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人は、5年程度農業従事期間がありますので、問題はないと思われます。 最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では引き続き野菜を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきましては、9番 大谷 誠一委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
大谷委員	はい、9番大谷です。8月5日に譲渡人、8月6日に譲受人に電話聞き取りを行いました。先ほど事務局からありましたように、譲渡後は畑として耕作を予定されています。現地はですね、前のスクリーンを見ていただけたら分かりますように、高規格道路フルーツロードインター線に接する三角の農地で、このインター線ができたために残地として67 m²残って、地目は田ですけど畑として現在も耕作されているようです。 農地として利用継続されますので、適当と認めております。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号 5-2 について、申請どおり決定いたします。 以上で、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての審議を終了します。 続きまして、日程第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきまして審議を行います。 受付番号 4-1 について事務局は説明をお願いします。
事務局	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請審議について。受付番号 4-1 について説明をします。議案書の 2 ページをご覧ください。 【議案第 2 号 受付番号 4-1 朗読後、説明】 土地の所在地 日田地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 156 m²のうち 19.54 m² 資料については、議案書の 3 ページから 10 ページに付けています。 場所については、議案書の 3 ページから 5 ページに図面を付けていますが、日田集落の北東に位置する農地になります。土地利用計画図は 6 ページに付けています。 転用理由につきましては、現在使用している墓地が遠方にあるため、自宅近くの土地へ移設したいとのことです。 本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。 まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い第 2 種農地に該当します。許可根拠は集落接続です。 資力及び信用についてですが、資力は金融機関の通帳の写しにより確認をしました。 また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。 事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。 周辺農地への影響ですが、東側・西側は畑、南側は墓地、北側は田であり、隣接地の同意は得られています。

事務局	また、雨水は自然流下で地下浸透し、汚水は発生しません。 日照、通風についてですが、建築物はないため、影響はありません。 また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。 以上です。 【スライド現地説明】
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきましては、6番 横野俊彦委員に事前調査をお願いしておりますが、本日はご欠席です。報告書を預かっておりますので事務局は朗読をお願いします。
事務局	8月3日に譲受人、譲渡人、両者にお話をお伺いしておられます。譲受人の●●さんは、今の墓地が山の奥にあるので、移設したいという思いがあり、譲渡人の●●さんに相談したところ、申請地は傾斜地で畑としては使えないので、快く譲渡することとした。ということで、問題はないと思います。という報告をいただいております。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。 はい、東田委員お願いします。
東田委員	2番東田です。農地法の質問ではないですが、墓地の新設をする場合の申請する場合、墓地から100m以内に民家か何かあるようですが、その辺りの照会をしておられると思いますし、また、その部落の区長さんの方に許可もいただいておりますが、その辺のところはどうでしょうか。また、これはちょっと質問が違いますけれども、墓地につきましては、税金がかからないようですが、最大何㎡まで許可ができるものでしょうか。
議長（会長）	2点につきまして、事務局は説明をお願いします。
事務局	1点目にありました周辺への許可という事については、町民課の方で手続きをしていただいておりますし、申し訳ありません、墓地が何㎡まで建設できるかというのは、今、分かりませんので、また確認をして次回の委員会の時にお答えさせていただきたいと思います。
議長（会長）	はい、ありがとうございました。質問のありました、税金のことにつきましては、次回会議の時に説明させていただくという事にさせていただきますと思います。

議長（会長）	他に皆さんの方で質問等がある方は、よろしくお願いします。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に入らせていただきたいと思います。 賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。申請どおり 決定いたします。 以上で議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 についての審議を終了します。 続きまして、日程第 5 議案第 3 号 所有者等を確知することが できない農地の公示について事務局は説明をお願いします。
事務局	所有者等を確知することができない農地の公示について。議案書 の 11 ページをご覧ください。 受付番号 1-1 について説明します。 【議案第 3 号 受付番号 1-1 朗読後、説明】 土地の所在地 船岡地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 1,510 m ² 該当条項 農地法第 33 条第 1 項 当議案は、借り受け希望があった農地について、登記所有者の死 亡後、相続登記がなされておらず、農業委員会が戸籍等で探索を行 っても、なお、その農地の共有持ち分を有する者の過半が判明しな かったため、農地法第 32 条第 3 項の規定に基づき所有者等を確知 することができない旨公示することについて、採決を求めるもので す。 農地の貸し借りについては、登記上の所有者本人が地権者、つま り貸渡人として申請を行いますが、相続未登記の農地については、 その農地の共有持ち分を有する者の二分の一を超える同意が必要と なります。今回はこの過半の共有者が判明しなかったため、公示を 行うものです。公示は役場の掲示板並びに町のホームページに掲載 し、公示期間は 2 ヶ月となります。 この度の対象農地の登記上の所有者は●●●●さんです。現在、 ●●●●さんが借り受けて耕作をされており、その契約が令和 6 年 12 月 31 日で満了します。その更新手続きにあたり、●●●●さん

事務局	は令和5年7月28日に亡くなっておられるため、探索範囲である配偶者と子について、農業委員会で戸籍等により探索を行った結果、配偶者及び3人の子供さんは、いずれも相続放棄されておられることが判明しました。 この2ヶ月の公示期間中に共有者である申出があった場合は、その申出者に利用意向調査を実施し、利用意向があれば有効利用について協議を進めることとなります。また、申出がなかった場合は、その旨を鳥取県農業農村担い手育成機構へ通知します。機構は利用権の裁定を県知事に申請し、県知事が裁定した後、機構による利用権が設定されます。 この制度につきましては、再度「その他」で説明させていただきたいと思います。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきましてですね、当農業委員会も初めての事項の審議ということであります。今、事務局の方から説明をされたと思いますけど、私は後からですね、その他の項で説明するというより、こういうふうな流れになったということがあるものでから、事前にですね、その他の項よりも、皆さんのお手元にある所有者不明農地について、これを見ていただいてからですね、審議の方をさしていただいたらなというふうに思っております。 申し訳ありませんけど事務局、一つよろしくお願いします。
事務局	※所有者不明、共有者不明農地制度について説明、内容省略
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この事案についての裁決に入りたいと思いますが、皆さんの方に、先ほど事務局からありました所有者不明農地制度につきまして、これについてのご質問等ありましたら、内容等お聞きしたいという方がありましたら、挙手をしていただいて、次の審議の方に入りたいと思います。皆さんよろしいでしょうか。今、事務局の方から説明がありましたけども、内容的にはお分かりになったでしょうか。
大谷委員	確認。
議長（会長）	はい、大谷委員。
大谷委員	9番大谷です。6年12月31日までの現在の契約は有効で、7年の1月1日以降の契約について、この手法が使われるという事ですね。

事務局	そうです。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。他に、ありませんでしょうか。 井上推進委員。
井上推進委員	先ほどの説明の中で、●●●●さんの相続人としては、配偶者と子が3名いらっしゃるという事ですけれども、その方々4名とも相続放棄をしておられるということですか。
議長（会長）	事務局、お願いします。
事務局	確認しましたところ、全ての方が相続放棄をされております。
井上推進委員	それは、手続きが済んでるという事ですか。
事務局	そうです。家庭裁判所の方に照会をかけさせていただきまして、回答をいただいております。
井上推進委員	そうすると、はっきり言ってそれがなかったら、相続人に該当する人がいない。もしかして、下向きだめなら兄弟の子とか、そういった格好になるんでしょうけれども。
議長（会長）	私個人の考えとしては、それをする間に農地が管理できないようになるということで、こういう法律の中でやっていく。40年以内のうちにそれが出た場合は対応するというようなことじゃないかというふうに理解をさせてもらっています。
井上推進委員	制度的には分かるんでいいんですけども、問題はそういったところが、果たしてこんな制度があること自体、我々知りませんでしたし、役場のホームページを見て、要は関係者いらっしゃいませんかという申し出の通知を上げたところで、何人の方から声上がるだろうかなっていうふうに思うんです。
議長（会長）	その関係につきましては先ほど言いましたように、町の方が公示して、それでなかった場合という形になります。そういう広報ではなしに、公示で出していくということだと思います。
井上推進委員	ですから、手続きとしては、多分誰もいないから県に渡して、県と使用貸借する人が契約をして、借地料は県に納めるけども、法務局に供託というような形をとられると、いうことで進むんでしょう

井上推進委員	けれども。根本的なところが終了せんっていうのが、一番不安だなあとと思いますけれども。
議長（会長）	そこはありますけど、農地をそのままほおっておくという事に対してですね、対応ということで、できておりますので、はい、その辺を理解していただければと思います。
井上推進委員	役場としては所有者を決めていただく方が固定資産税入りますんで、いいと思うんですけども。
議長（会長）	ありがとうございます。他には皆さんご意見等ありましたら。はい、川村委員。
川村委員	すいません、4番川村です。遺産相続との違いってあるんですか、農地の相続というのと。 遺産相続と言ったら、上からずっと下がっていくじゃないですか。今回はお子様、配偶者が遺産放棄していると。ここの違いってどうなるんですか。
議長（会長）	事務局分かりますか。農業委員会とちょっと別なんじゃないかと。
事務局	遺産相続は、下に降りて行くということです。
川村委員	下に降りて行きますよね、ずっと。
事務局	相続ですので、土地も家屋もたとえば現金も含めて、全て放棄をされているということだと思います。
川村委員	遺産であれば、兄弟の方とか親とか。
事務局	放棄をされているので、子どもさんも放棄をされているので、今度は上に上がって、両親がおられればご両親に相続権が出てきて、ご両親もお亡くなりであれば、今度はご兄弟さんに降りてくる形になると思います。
川村委員	農業の分というのは、2分の1以上の方がいらっしゃらないでという形になっているじゃないですか、
事務局	それは、貸借をするときの要件です。

川村委員	遺産相続はあれなんですけれども、ただ逆にもう、今回は配偶者お子様 3 人がもう放棄していると、所有者不明農地ってということじゃなしに、放棄された農地だと。これ、そしたら公示を 2 か月するんですよね。公示しても意味ないと違います。放棄してるんだから、公示したって。公示するんであれば、今回の分は●●●●さんですよ。●●●●さんに継続して使ってもらえませんかとかいう方がスムーズじゃないんですか、流れとしては。
議長（会長）	ただその場合になりますとですね、農地バンクに登録する人がおられんわけですから、だからその代わりとして、これで知事の方がやるという形なんです
川村委員	公示しないといかんということですね。
議長（会長）	そうですね。貸借の関係なんで、農地バンクと契約する相手がないとだめだということです。
川村委員	分かりました。
議長（会長）	皆さんの方でご質問等があれば、時間的にもあると思いますので、この内容につきましては、また、次のその他のところでまた続きをさせていただきたいと思います。 そうしますと、いま出ている議案につきましての内容につきまして、ご質問があればお聞きしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に入りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。申請どおり公示を行うことに決定いたします。 以上で議案第 3 号 所有者等を確知することができない農地の公示についての審議を終了します。 続きまして、日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画について事務局は説明をお願いします。
事務局	議案書の 12 ページをご覧ください。

事務局	議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画について説明します。 八頭町長より令和 6 年 7 月 29 日付けで農用地利用集積等促進計画について意見を求められているものです。整理番号 57-1 から 118-62 について説明します。 この度は貸借のみです。鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 128,964 m² (79 筆) と既に機構へ集積されている農用地 86,584 m² (36 筆) を借受け希望のありました地域の担い手等へそれぞれ貸付けをするものです。 地域の担い手法人 4 社へ、138,967 m² (63 筆)、その他 14 名の個人耕作者へ 76,581 m² (52 筆) を貸付けます。以上です。
議長 (会長)	はい、ありがとうございます。それでは審議を行います。整理番号 57-1 から 118-62 につきまして、審議を行います。これにつきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。整理番号 57-1 から 118-62 につきまして、申請どおり決定します。 以上で議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画について審議を終了します。 続きまして、日程第 7 議案第 5 号 農業振興地域整備計画の変更について、事務局は説明をお願いします。
事務局	日程第 7 議案第 5 号 農業振興地域整備計画の変更について、八頭町長から、令和 6 年 7 月 20 日付けで農業振興地域の整備に関する法律の規定による農業振興地域整備計画の変更について意見照会がありましたので、同法施行規則の規定により本委員会の意見を求めるものです。 【議案第 5 号 申請番号 2-1 朗読後、説明】 申請番号 2-1 について説明します。 申請地 土師百井地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 172 m²のうち 41.02 m²

事務局	申請地 土師百井地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 1,710 m²のうち 41.12 m² 目的は農用地区域からの除外です。理由としましては、住宅との境界にブロック塀の設置をするためです。 議案書の35から37ページに位置図、38ページに土地利用計画図を付けています。土師百井集落の北東に位置する農地です。この農地は、農振地域から除外された後に、土師百井●●●●は小集団の生産力の低い第2種農地、土師百井●●●●は農業公共投資の対象農地である第1種農地に該当する、農用地区域内の農地です。 以上です。
議長（会長）	この件につきましては、8番 上田正人委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
上田委員	はい、8番の上田でございます。8月3日の土曜日ですね、●●●●さんにお会いしまして、確認いたしました。なお、行政書士の●●●さんにも、電話をしました。議案番号2-1ですが、土地の所在は先ほどございましたように、土師百井●●●●、それと土師百井●●●●。●●●さんはですねここで水稻、稲を作ったわけですけども、谷の水が来ないし、大川からポンプアップで、以前はあげたそうですけども、ポンプも故障して駄目になったということですね。農振を除外したいということでございました。以上のようなことで、調査結果は問題なしと思われれます。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 以上で日程第7 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更についての審議を終了いたします。

議長（会長）	続きまして、日程第 8 その他について、事務局より説明願います。
事務局	1. 令和 6 年度の農地利用状況調査（農地パトロール）の実施について 2. 第 4 回定例委員会での質問事項等について 3. 資料提供 4. 次回の農業委員会開催日時について 次回の農業委員会は 9 月 12 日（木）13 時 30 分から、船岡地区公民館大集会室で開催します。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。今、事務局の方からその他の項について説明がありました。皆様の方から、これにつきまして何かご質問等あれば、お聞きしたいと思います。
委員一同	（なし）
議長（会長）	無いようですので、以上で第 5 回農業委員会を終了します。 終了（14 時 45 分）
事務局	本日の会議は（1 時間 30 分）です。活動日誌への記録をお願いします。